

神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程及び後期課程研究経過発表会
実施要領の運用に関する申合せ

平成 20 年 1 月 11 日制定

1. この申合せは、神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領（以下、前期課程実施要領、平成 19 年 4 月 1 日制定）及び神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領（以下、後期課程実施要領、平成 19 年 4 月 1 日制定）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（前期課程における研究経過発表会の実施）

2. 前期課程における研究経過発表会は、「前期課程実施要領」第 2 項に従って、原則として学生の所属する専攻・講座の主催により開催されるが、専攻・講座が、発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や、発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には、この限りではない。この場合、研究経過発表会は、指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

3. 上記の研究経過発表会は、教務プロセスの一環であり、研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし、会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため、特許法上の公知の要件に該当するものではない。また、部外者が参加する場合には、必要に応じて、部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（後期課程における研究経過発表会の実施）

4. 後期課程における研究経過発表会は、「後期課程実施要領」第 2 項に従って、専攻・講座の主催により開催されるが、専攻・講座が、発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や、発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には、この限りではない。この場合、研究経過発表会は、指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

5. 上記の研究経過発表会は、教務プロセスの一環であり、研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし、会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため、特許法上の公知の要件に該当するものではない。また、部外者が参加する場合には、必要に応じて、部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（研究経過発表会の公示）

6. 「前期課程実施要領」第 2 項及び「後期課程実施要領」第 2 項に従って、専攻長が研究経過発表会開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を公示するが、前 2、4 項に該当する場合には、専攻長ないし副専攻長の了承の下に指導教員による公示を認めるものとする。

（研究経過発表会の報告）

7. 研究経過発表会の開催後、前 2、4 項に該当する場合には、指導教員は専攻長ないし副専攻長に研究経過発表会実施の報告を行うものとする。また、「前期課程実施要領」第 3 項及び「後期課程実施要領」第 3 項に従って専攻長は研究経過発表会実施報告書を研究科長に提出するが、副専攻長による提出を認めるものとする。

附 則

この申合せは、平成 20 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。